

令和2年11月10日
内閣府

【概要書】

シナイ半島国際平和協力業務実施計画の変更について
シナイ半島国際平和協力業務の実施の状況について

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

令和2年11月
内閣府
内閣官房
外務省
防衛省

シナイ半島国際平和協力業務実施計画の変更について

本報告は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第7条第1号の規定に基づき、変更に係る実施計画の内容を国会に報告するものである。報告の内容は以下のとおり。

【変更内容】

シナイ半島国際平和協力業務実施計画の2（3）国際平和協力業務を行うべき期間の期限を「令和2年11月30日」から「令和3年11月30日」に延長する。

以上

令和2年11月
内閣府
内閣官房
外務省
防衛省

シナイ半島国際平和協力業務の実施の状況について

本報告は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第7条第3号の規定に基づき、実施計画の変更前の期間における国際平和協力業務の実施の状況を国会に報告するものである。報告の内容は以下のとおり。

1 経緯

多国籍部隊・監視団の設立の経緯及び我が国におけるシナイ半島国際平和協力業務の実施等についての決定等について記述。

2 シナイ半島国際平和協力業務の実施の状況に関する事項

（1）司令部業務の概要

2次にわたり派遣された司令部要員の業務等について記述。

（2）連絡調整業務の概要

内閣府から派遣された連絡調整要員の業務等について記述。

以上